

令和7年8月12日発表分

業者名	パナソニックEWエンジニアリング(株)
期間	令和7年8月12日から令和7年10月11日まで [2か月]
理由	<p>上記有資格者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>このことは、「羽咋市入札参加資格者指名停止措置要綱」別表第2第12号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため、指名停止とする。</p>